

生活を安心・快適にかえる

ケーブルインターネットサービス

# ケーブルテレビiネット飯山

## 『ご利用案内』

飯山市  
株式会社 テレビ飯山  
株式会社 長野県協同電算 JANIS

使い方に合わせて運べるサービス  
身近な存在だから安心



## 1. サービス内容

ケーブルテレビiネット飯山の回線を利用して提供される「とってもお得！」なインターネット接続サービスです。お客様宅にケーブルテレビ用の同軸ケーブルとは別に、インターネット専用の同軸ケーブルを新たに敷設します。

通信速度も使い方に合わせてコースも選べ、さらに身近な存在だから安心・快適にご利用いただけます。

### 【サービス提供条件】

- ・既に「ケーブルテレビiネット飯山」に加入されていることがサービス提供条件となります。
- 「ケーブルテレビiネット飯山」のご加入に関するお問い合わせは、  
「株式会社 テレビ飯山 ☎:0269-81-3000」へお問い合わせください。

## 2. 初期費用・月額利用料

### 【加入料金】

プロバイダ登録料金	5,000円(税抜)	初回のみ請求
-----------	------------	--------

### 【月額料金】

コース名	ご利用基本料金	データ受信・送信速度
160Mコース	3,900円(税抜)/月	最大概ね受信160Mbps・送信10Mbps
8Mコース	3,500円(税抜)/月	最大概ね受信8Mbps・送信1Mbps
1.5Mコース	3,000円(税抜)/月	最大概ね受信1.5Mbps・送信512kbps
512Kコース	2,500円(税抜)/月	最大概ね受信512kbps・送信128kbps

※月額利用料には、以下の標準サービスが含まれます。

プロバイダ利用料/電子メールアドレス 1個/個人公開用ホームページエリア 20MB/電子メールウイルスチェックサービス

※インターネットのみのコースをお申し込みの場合は、1,000円(税抜)追加されます。

## 3. 多彩なオプションサービス

JANISではお客様によりご満足いただけるよう、ウイルス感染メールを駆除する「電子メールウイルスチェック」を標準提供しているほか、目的に応じたオプションサービスも多数ご用意させていただいております。

内容	単位	ご利用料金	備考
メールアドレス追加	1個	200円(税抜)/月	
ホームページ容量追加	100MB	100円(税抜)/月	基本容量:20MB
グローバルIPアドレス	1個	300円(税抜)/月	初期費用:3,000円(税抜) (初期費用は新規加入時に同時申込した場合に限り無料となります。)
JANISフォン	1台	500円(税抜)/月	「050」で始まるIP電話サービス 別途通話料がかかります。
Webフィルタリング	1ライセンス	180円(税抜)/月	i-フィルター
セキュリティサービス	1ライセンス (3端末にインストール可能)	490円(税抜)/月	マルチデバイスセキュリティ with Norton InternetSecurity Online
		570円(税抜)/月	マルチデバイスセキュリティ with Norton360 Online

#### 4. お客様にご用意いただくもの

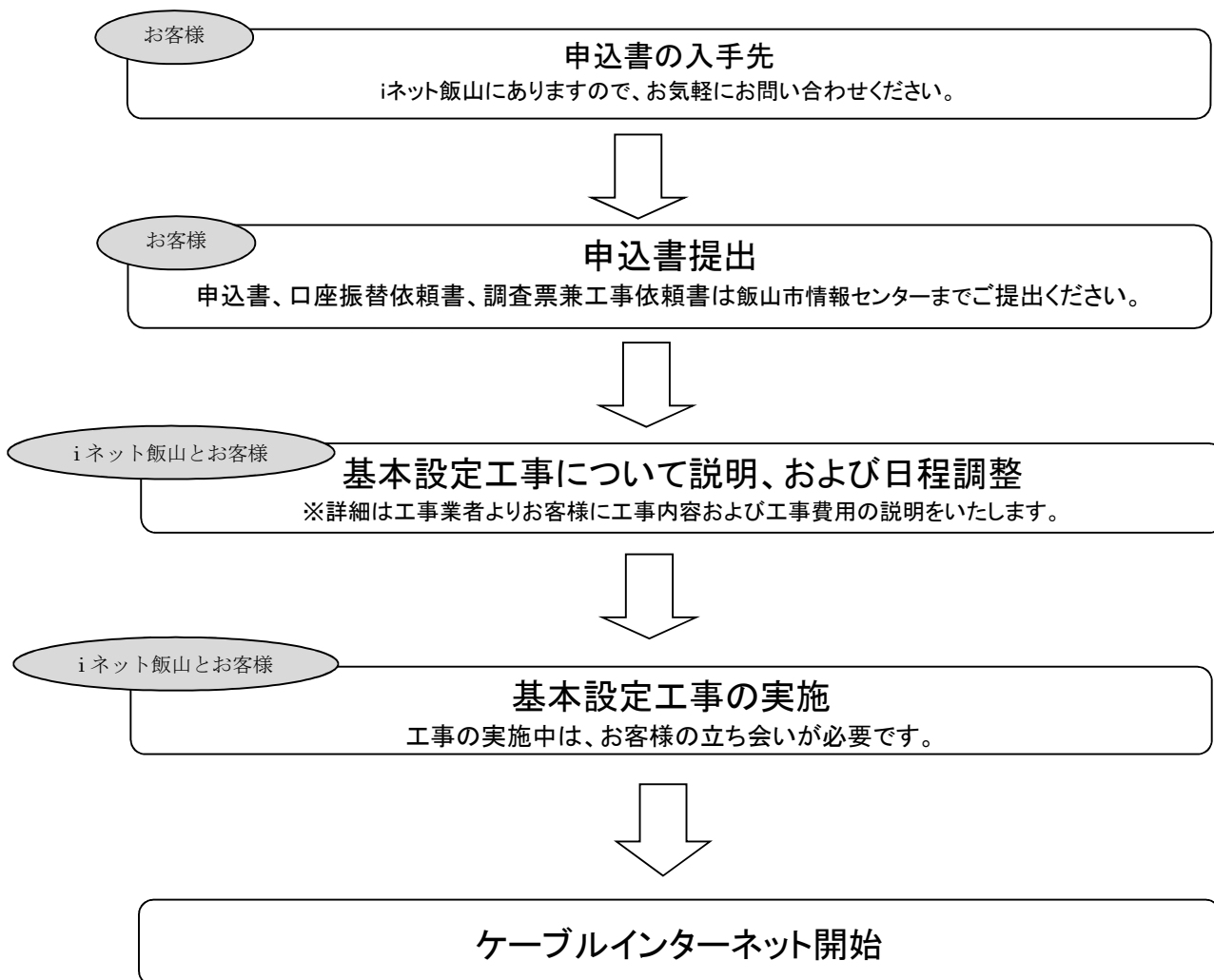
① LAN ケーブル

モデムから接続機器(パソコン、ルータ等)までの LAN ケーブルはお客様にてご用意ください。

※あらかじめ、ケーブルモデムからパソコンまでの長さを計測していただくことをお勧めいたします。



#### 5. インターネットサービス開始までの流れ



## 6. JANIS セキュリティ対策のご案内

最近、インターネットを閲覧するだけで感染するウイルスや不正アクセス(遠隔操作ウイルス等)が増加しており、お客様のパソコンにて対策が必要です。

マルチデバイスセキュリティは有効期限切れの心配がなく、いつでも最新で安心なセキュリティサービスをご利用いただけます。オプション料金は月々のご利用料金と一緒にお支払いいただきます。

※他社プロバイダ等でセキュリティオプション(フレッツウイルススクリア等)を利用していたお客様は、契約切れによりパソコンの「ウイルス対策、セキュリティ対策」がされない可能性があります。



The banner features the Norton logo in the top right corner. The main text reads 'マルチデバイスセキュリティ' (Multi-Device Security) in large black characters, followed by 'Windows・Android™・Macに対応! ご利用の機器をまとめてセキュリティ対策するなら、これ!' (Compatible with Windows, Android, and Mac! If you want to protect all your devices with security, this is it!). Below this, there are three icons for Windows, Android, and Mac, with the text '組み合わせ自由で3台まで' (Free combination, up to 3 devices).

オプション名	詳細・利用開始方法
<p>マルチデバイス With ノートンインターネットセキュリティ</p> <p>月額料金: 490 円(税抜)</p>	<p>■詳細</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ウイルス対策や個人情報流出などインターネット上の脅威から守る安心機能。</li> <li>・自動アップデートにより常に最新機能をインストール。</li> <li>・1契約で3端末(パソコン、スマートフォン、タブレット端末など合計3端末)までインストールできます。</li> </ul> <p>詳細ページ URL: <a href="http://www.janis.or.jp/01-service/05-option/02-security/">http://www.janis.or.jp/01-service/05-option/02-security/</a></p>
<p>マルチデバイス With ノートン360オンライン</p> <p>月額料金: 570 円(税抜)</p>	<p>■詳細</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ノートン360オンラインは「マルチデバイス With ノートンインターネットセキュリティ」に、<u>バックアップやパソコンの最適化機能を追加したソフト</u>です。</li> <li>・1契約で3端末(パソコン、スマートフォン、タブレット端末など合計3端末)までインストールできます。</li> </ul> <p>詳細ページ URL: <a href="http://www.janis.or.jp/01-service/05-option/02-security/">http://www.janis.or.jp/01-service/05-option/02-security/</a></p>

## 7. お問い合わせ

### ■i ネット飯山ケーブルインターネットの加入・料金・サービス全般に関するお問い合わせ

電話サポート受付【平日 9時～17時（祝日を除く）】		
サービス全般のお問い合わせ	一般加入電話	0269-81-3000
	FAX 電話	0269-81-3001

メールサポート受付	
お問い合わせ先メールアドレス	info@iiyama-catv.ne.jp

### ■インターネットの技術的なお問い合わせ(JANIS)

i ネット飯山ケーブルインターネットサポート受付【平日 9時～17時（祝日・年末年始を除く）】	
一般加入電話	0269-81-3000
FAX 電話	0269-81-3001

JANIS サポート受付【平日 9時～19時、土曜・日曜・祝日 9時～17時（年末年始を除く）】	
フリーダイヤル	0120-20-4824
IP 電話	050-3583-4824
一般加入電話	026-225-8175
FAX 電話	026-225-8167

JANIS メールサポート受付	
お問い合わせ先メールアドレス	info@janis.or.jp

# ケーブルテレビ i ネット飯山サービス利用規約

飯山市  
株式会社テレビ飯山  
株式会社長野県協同電算JANIS

## (利用規約の適用)

**第1条** 飯山市(以下「当市」という)及び株式会社テレビ飯山(以下「当社」という)はケーブルテレビ i ネット飯山ケーブルインターネットサービス利用規約(以下「利用規約」という)を定めこの利用規約を遵守する事を条件としてケーブルインターネットサービス利用者(以下「利用者」という)に対してケーブルテレビ i ネット飯山ケーブルインターネットサービスを提供します。

## (規約の変更)

**第2条** 当市及び当社は会員の上承を得ることなく、この規約を変更する事があります。規約変更後のサービスに関わる提供条件は変更後の規約によります。

2 変更後の利用規約は、当社が定める発行日より効力を有するものとし、当社のホームページ上での掲載または、当社が適当と判断する方法で会員に通知します。

## (申込み及び承諾等)

**第3条** 利用の申込みはサービスの内容について必要な事項を記載した所定の利用申込書を提出して行うものとします。

2 申込みに係わるサービスの提供は申込みを受付けた順とします。ただし、必要と認める時はその順序を変更することがあります。

3 次の各号のいずれかに該当する場合には申込みを承諾しないことがあります。

- (1) ケーブルテレビの加入申込みをしていないとき。
- (2) 申込みに係わるサービスの提供またはサービスに係わる装置の保守が技術上著しく困難なとき。
- (3) 申込者がサービスに係わる契約上の債務の支払いを怠るおそれがあることが明らかであるとき。
- (4) 利用申込書に虚偽の事実を記載したとき。

4 前項の規定により当社が利用の申込みを拒絶したときは申込者に対して書面をもってその旨を通知します。

## (サービス機能)

**第4条** 一契約につき1台のケーブルモデム機能を当市より貸与します。

2 利用者は加入期間中貸与されたケーブルモデム機能について善良な管理義務を負い第三者使用はできないものとします。

## (最低利用期間)

**第5条** 請求開始年月から1ヶ月間とします。

## (利用者の名称等の変更)

**第6条** 利用者はその氏名若しくは名称、又は住所や居所、電話番号等に変更があったときは速やかにその旨を届け出るものとします。

2 前項の届け出のあったとき、内容を証明する書類を提出していただくことがあります。

## (権利の譲渡制限)

**第7条** 利用者がサービスの提供を受ける権利は譲渡することができません。

## (利用の態様の制限)

**第8条** 利用者が当該サービスにおいて使用するドメイン名はこれを指定します。

2 利用者は指定した以外のドメイン名を用いて当該サービスを受けることはできません。

## (利用の制限、停止)

**第9条** 当市及び当社は天災事変その他の非常事態が発生し、または発生するおそれのある時は公共の利益の為に緊急を要する通信を優先的に取り扱う為、当該サービスの利用を制限する事があります。

2 当市及び当社は電気通信設備の保守または増強工事の為、及び電気通信設備の障害でやむを得ない事由があるとき、当該サービスの提供を一時停止することがあります。

3 利用者がつぎの各号のいずれかに該当するときは当該サービスを停止する事があります。

- (1) サービス利用上の債務の支払いを怠ったとき。
- (2) 第10条(禁止行為)の規定に違反したとき。

4 当社は、帯域を継続的かつ大量に占有する通信手順またはアプリケーションを用いて行われる当社所定の電気通信を検知し、その電気通信に割り当てられる帯域を制御すること等により、その電気通信の速度や通信量を制御することがあります。

5 当社は、契約者が継続的に発生させるトラヒックにより、当サービスに使用する設備に過大な負荷を生じさせる行為その他その使用若しくは運営に支障を与える場合には、当サービスの利用を制限することがあります。

6 当社は、インターネット上の児童ポルノの流通による被害児童の権利侵害の拡大を防止するために、当社または児童ポルノアドレスリスト作成管理団体が児童の権利を著しく侵害すると判断した児童ポルノ画像および映像について、会員等に事前に通知することなく会員等の接続先サイト等を把握した上で、これらの画像および映像を閲覧することができない状態に置くことがあります。

- 7 当社は、前項の措置に伴い必要な限度で、対象となる画像および映像の流通と直接関係のない情報についても、閲覧ができない状態に置く場合があります。
- 8 当社は、特定の地域等との通信が第三者によって不正に使用されていると判断された場合には、その地域等との通信の全部又は一部の利用の制限又は中止する措置をとることがあります。
- 9 当社は、アクセスしただけでマルウェア（不正かつ有害な動作を行う、悪意を持ったソフトウェア）に感染させる可能性の高いウェブサイト（以下「マルウェア配布サイト」）に関して、当社設備で必要な範囲において通信（アクセス先 IP アドレス又は URL）を検知し、当社が指定する悪性サイトリスト作成管理団体から提供される悪性サイトリストに基づき、当サービス契約者がアクセスしようとするウェブサイトが、マルウェア配布サイトである場合には、その接続要求に対して、その通信を一時停止し、注意喚起を行うため、当該通信の制限をすることがあります。
- 10 当社は、外部から侵入して乗っ取ったコンピュータを多数利用したサイバー攻撃において、コンピュータ群に指令を送って制御するサーバコンピュータ（以下「C&C サーバ等」）へのアクセスに係る通信に関して、当社設備で必要な範囲において通信（宛先 FQDN）を検知し、当社が指定する C&C サーバ等リスト作成管理団体から提供される C&C サーバ等リストに基づき、当サービス契約者が、インターネット上のサーバに対するアクセス要求をした際に、C&C サーバ等とアクセスしようとする場合には、そのアクセスを遮断し、当該通信の制限をすることがあります。
- 11 第9項及び第10項の規定により、当サービス契約者の利用に何らかの不利益が生じた場合であっても、当社はその一切の責任を負わないものとします。
- 12 当社は、当社の電気通信設備（これに付随する設備を含みます。）を不正アクセス行為から防御するため必要な場合、サービスの全部又は一部の利用を中止する措置をとることがあります。
- 13 利用制限や停止する場合は、利用者に対してあらかじめケーブルテレビ ネット飯山ホームページ又は、電子メールで通知します。

#### （利用制限の解除等）

**第10条** 当サービス契約者は書面等による請求により、前条（利用の制限）第9項及び第10項による、当該制限（検知及び一時停止等又は遮断）の措置を解除することができるものとします

#### （利用中止）

**第11条** 当市及び当社は、以下のいずれかの事由が生じた場合には、一時的に当サービスの全部又は一部の提供を中止することがあります。

- (1) 当市及び当社の通信設備の保守又は工事を行う場合
  - (2) 当市及び当社が設置する通信設備の障害等やむを得ない場合
  - (3) 地震、噴火、洪水、津波等の天災、戦争、暴動、騒乱、労働争議、停電その他の非常事態が発生し、または発生する恐れがある場合
  - (4) その他、運用上又は技術上の問題により、サービスの一時的な中断が必要と判断し、やむを得ない場合
- 2 当市及び当社は、前項の規定により当サービスの提供を中止する場合には、あらかじめ当市及び当社が適当とする方法で事前に会員へ通知するものとします。ただし、緊急でやむを得ない場合は、この限りではありません。
- 3 当サービスの中止などにより、会員又は第三者が被ったいかなる損害に関し、その理由を問わず当市及び当社は一切の責任を負わないものとします。

#### （禁止行為）

**第12条** 利用者は、当サービスを利用するにあたり、次の行為を行わないものとします。

- (1) 当社または他の会員もしくは第三者の著作権、商標権等の知的財産権を侵害する行為。
- (2) 当社または他の会員もしくは第三者を誹謗中傷し、名誉及び信用を毀損する行為、またはプライバシー等を侵害する行為。
- (3) 詐欺等の犯罪に結びつく行為。
- (4) 無限連鎖講を開設し、またはこれを勧誘する行為。
- (5) わいせつ、児童ポルノまたは若年層にとって不適当な画像、文書等を送信もしくは表示する行為、及びこれらを想起させる広告を表示または販売する行為。
- (6) 他の会員もしくは第三者が嫌悪感を抱くメール、スパムメール等を送信する行為。
- (7) 上記各号の他、法令に違反する行為または公序良俗に違反する行為。当サービスの運営を妨害する行為。または当社の財産を侵害する行為、及び不利益を与える行為。

#### （サービスの変更、追加または廃止）

**第13条** 当社は一定の予告期間をもって、所定の方法で利用者に通知することにより、本サービスの全部もしくは一部を変更、追加または廃止することができるものとします。この場合、第12条に基づく会員契約の解除通知が当社に対してなされないときは、かかる変更につき利用者による承諾があったものとみなします。

2 当社は前項による本サービスの全部もしくは一部の変更、追加または廃止につき、何ら責任を負うものではありません。サービスの変更、追加または廃止に伴い、利用者に不利益や損害が発生した場合、当社は一切の責任を負わないものとします。

#### （サービスの解除）

**第14条** 利用者は当市及び当社に対して解約の1ヶ月前までに書面で通知する事により当該サービスを解除することができます。この場合において通知のあった日から当該通知において解除の日とされた日迄の期間が1ヶ月未満である時解除の効力は当該通知の有った日から1ヶ月を経過する日に生じるものとします。

- サービスの利用が停止された場合において利用者が当該停止の日から1ヶ月以内に当該停止の原因となった事由を解消されないとき。
- 前条の規定によりサービスが廃止されたときは当該サービス廃止の日に解除されたものとします。
- モデムを紛失した場合は、実費をケーブルテレビネット飯山に支払うものとします。

#### (利用の休止と再開)

- 第15条** 利用者は自己の都合により1ヶ月以上1年以内当該サービスを受けない場合は1ヶ月前までに書面で通知する事により当該サービスの利用を休止する事ができます。
- 休止期間中の当該サービスに係わる債務は発生しないものとします。
  - 利用の休止を適用された利用者は1ヶ月前に書面で通知する事により当該サービスの利用を再開する事ができます。

#### (利用者の支払い義務)

- 第16条** 利用者は当市が定める利用料金を指定する日迄に飯山市役所が指定する方法で支払うものとします。
- 利用者は当市及び当社が定める利用開始日から当該サービスを提供した最後の日迄の期間について利用料金を支払う義務を負います。
  - 最低利用期間(1ヶ月)が経過する日前に解除された場合におけるサービス料金は加入料金と最低利用期間に対応する月額接続料金を支払うものとする。
  - 当市及び当社は利用開始日が暦月の初日以外の日であった場合、当該月の接続サービスは当該月の翌日よりサービスを提供したものとみなします。
  - 当市及び当社は利用解除日が暦月の末日以外の日であった場合、当該月の接続サービスは当該月の末日迄サービスを提供したものとみなします。
  - 利用料金は変更することがあります。利用者には変更の1ヶ月前迄に通知するものとします。

#### (利用不能の場合における料金の調定)

- 第17条** 当市及び当社の責に帰すべき理由により提供サービスが全く利用し得ない状態が発生した場合、当市及び当社が当該状態を認知したときから24時間以上当該状態が継続したときは、当社の利用者に対しその請求に基づき、利用不能時間を24で除した数(小数点以下切り捨て)に、月額基本料金に1/30を乗じて算出した額を乗じ、算出された金額を、利用料金から差し引きます。ただし利用者が当該請求をし得ることとなった日から3ヶ月を経過する日までに請求をしなかった時はその権利を失うものとする。

#### (初期契約解除制度における工事費用の請求上限額)

- 第18条** 本契約により締結したケーブルインターネットサービスは、初期契約解除制度の対象となります。
- ケーブルテレビネット飯山から送付される「飯山市CATVお申込み確認書」をお客さまが受領した日から起算して8日を経過するまでの期間、書面により本契約の解除を行うことができます。解除の効力は書面を発送した時に生じます。
  - 初期契約解除制度を利用した場合、お客さまは損害賠償もしくは違約金等を請求されることはありません。ただし、本契約の解除までの期間において提供を受けた電気通信役務の料金、事務手数料及び既に工事が実施された場合の工事費は請求いたします。当該請求に係る額は、ケーブルテレビネット飯山から送付される「飯山市CATVお申込み確認書」に記載した額となります。また、契約に関連してケーブルテレビネット飯山が金銭等を受領している際には当該金銭等を返還します。ただし、上記で請求する料金は除きます。
  - ケーブルテレビネット飯山による初期契約解除制度の説明に不備があったことにより、お客さまが8日間を経過するまでに契約を解除できなかった場合、ケーブルテレビネット飯山が新たに発行する正しい書面を受領した日から起算して8日間は契約を解除することができます。
  - 初期契約解除制度についてのお問い合わせ先及び書面を送付する場合の宛先  
〒389-2253 飯山市大字飯山1095-1 飯山市情報センター  
ケーブルテレビネット飯山 (電話:0269-81-3000)
  - 工事が実施された場合に係る費用  
工事費用の請求上限額は18,000円(税抜)とします。

#### (免責)

- 第19条** 当市及び当社は前条を除き利用者が当該サービス利用に関して被った損害について賠償の責任を負いません。

#### (定めなき事項)

- 第20条** この利用規約に定めない事項または疑義が発生した場合は互いに信義誠実の原則に立ち円満解決するものとします。

#### (合意管轄裁判所)

- 第21条** 利用者とは当市または当社の間で訴訟の必要が生じた場合、当市または当社の所在地を管轄する裁判所を合意裁判所とします。

#### 付 則

この利用規約は平成28年10月1日から実施します。



# ケーブルテレビ・ネット飯山JANISフォンサービス利用規約

飯山市  
株式会社テレビ飯山  
株式会社長野県協同電算JANIS

## (利用規約の適用)

第1条 株式会社長野県協同電算(以下「当社」といいます)が提供するJANISを利用して提供するIP電話(以下「JANISフォン」といいます。)のサービスに関する利用規約(以下「規約」といいます。)を定めます。JANISフォンサービス(以下「本サービス」といいます。)の提供はこの規約によるものとします。

2 当社がホームページ、電子メール、手紙、その他の通信手段を用いて随時発信する本サービスの利用条件等に関する事項も、この規約の一部を構成するものとします。

## (利用規約の変更)

第2条 当社は、この規約を変更することがあります。この場合には、料金その他の本サービスの提供条件は、変更後の規約によります。

## (本サービスの利用可能範囲等)

第3条 本サービスは、以下の音声通話を内容とします。

- (1) JANISフォン間の通話
- (2) JANISフォンと国内一般固定電話間の通話
- (3) JANISフォンと海外一般固定電話間の通話
- (4) JANISフォンと当社以外の各インターネットサービスプロバイダーにより提供される、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社のVoIP基盤ネットワークを利用した当社が認めたIP電話間の通話
- (5) JANISフォンと携帯電話間の通話
- (6) JANISフォンとPHS間の通話

## (電話番号の通知)

第4条 前条(本サービスの利用可能範囲等)の通話においては、発信側利用者JANISフォン電話番号を着信側に通知します。但し、以下の場合についてはこの限りではありません。

- (1) 利用者が、第13条(機器の貸与と返還)第1項および第14条(機器の買い取り)の所定の機器に、利用者のJANISフォン電話番号の通知をしない設定を自ら行った場合
  - (2) その他当社が別に定める場合
- 2 前条(本サービスの利用可能範囲等)(2)、(3)、(4)、(5)、(6)号のいずれかの通話において電話番号通知を行わない場合、本サービスを受けることが出来ません。

## (本サービス提供対象外の通話)

第5条 本サービスは、次の通話については、提供対象外とします。

- (1) 110番、119番等の緊急通話を含む3桁番号との通話
- (2) 0120、0570等で始まる番号との通話
- (3) 第3条(本サービスの利用可能範囲等)(1)および(4)号以外のIP電話相互の通話
- (4) その他当社が別に定める電気通信番号への通話

## (回線速度等)

第6条 本サービスを利用するには、常時接続回線のリンク速度が一定水準以上で安定していることが必要です。一定水準に満たない場合には、利用できない場合があることを利用者は予め承諾します。

## (通話の品質)

第7条 本サービスにかかる通話の品質については、回線品質や回線速度および利用形態等により変動する場合があります。

## (一般固定電話を利用した通話への切り替え)

第8条 発信側(但しその接続形態が第10条(利用申込をすることができる者の条件)第1項第(3)号、第(4)号および第(5)号である場合を除きます。以下本条について同じとします。)において以下の事由がある場合、本サービスは提供されず、自動的に当該利用者が加入する一般固定電話を利用した通話に切り替わる場合があること、それに伴い当該通話に関してはその一般固定電話を提供する通信事業者から通話料が請求されることを利用者は予め承諾します。

- (1) 第13条(機器の貸与と返還)第1項所定の機器(以下本条において「機器」といいます。)が正しく接続・設定されていない場合および機器の電源が入っていない場合(停電などの場合も含みます。)
  - (2) 一般固定電話を利用した通話に切り替わった直後に、再びダイヤルした場合
  - (3) その他機器やネットワークのトラブルの場合
- 2 利用者が発信の際に相手先の電話番号の前に「0000(数字のゼロを4つ)」をダイヤルすることにより意図的に一般固定電話を利用した強制発信をした場合、本サービスは提供されず、自動的に当該利用者が加入する一般固定電話からの通話に切り替わること、それに伴い当該通話に関してはその一般固定電話を提供する通信事業者から通話料が請求されることを、利用者は予め承諾します。

(利用の単位)

第9条 当社は、本サービスを提供するに際して、本利用規約に基づき付与したひとつのIDにつきひとつの本サービスを利用することができます。

(利用申込をすることができる者の条件)

第10条 本サービスの利用申込みをすることができる者は、本サービス申込の時点で以下の常時接続コースを利用中の者および以下の常時接続コース利用と本サービスを同時に申し込む者としてします。

- (1) 当社一般電話回線ADSLの各コース利用者
- (2) 当社有線放送回線ADSLの各コース利用者
- (3) 当社ADSL通信専用回線ADSLの各コース利用者
- (4) 当社自営光サービスのグローバルコース利用者
- (5) 当社指定のCATVのインターネットサービス利用者
- (6) 当社光ファイバー対応サービスの各コース利用者

2 前項に定めるものの他、当社は、本サービスをお申し込みいただけない条件について、随時所定のWebページにてお知らせ致します。

(利用申込の方法)

第11条 利用の申込みをするときは、申込み事項を、申込書、Webページ、その他当社の指定する手段によって、当社にお知らせいただきます。

(利用申込の承諾)

第12条 当社は、利用の申込みがあったとき、所定の手続を経て承諾します。

2 当社は、前項の規定にかかわらず、次の場合には、その利用の申込みを承諾しないことがあります。

- (1) 第10条(利用申込をすることができる者の条件)の条件を満たさない者。
- (2) 本サービスを提供することが技術上著しく困難なとき。
- (3) 利用の申込みをした者が、本サービスの利用停止処分を受けている場合又は過去に本サービスの解除されたことがある場合
- (4) 利用の申込みをした者が第17条(レンタル料等の回収)第1項の機器レンタル料および第18条(利用料)のサービス利用料の支払を現に怠りあるいは怠るおそれがあるとき。
- (5) 本サービスの申込みをした者が、JANISインターネットサービス利用規約により、利用停止処分を受けている場合又は過去に利用解除処分を受けたことがある場合。
- (6) 本サービスの申込みをした者が利用料その他当社に支払うべき債務の支払を現に怠りあるいは怠るおそれがあるとき。
- (7) 本サービスの申込みをした者が、申込みにあたり虚偽の内容を記載した利用申込書を提出したとき。
- (8) その他当社のJANISフォンに係る業務の遂行上著しい支障があるとき。

(機器の貸与と返還)

第13条 チャンネル機器の申込みをした者は、本サービスにつきVoIP-TA 1台、電話線 1本およびLANケーブル 1本を貸与します。

2 利用者は、利用期間中貸与された物品について、善良な管理義務を負い、第三者使用はできないものとします。

3 本サービスを解除した場合は、貸与された物品を速やかに返還するものとします。

(機器の買い取り)

第14条 4チャンネル機器の申込みをした者は、所定の機器を当社より買い取るものとする。

(IP電話番号の貸与)

第15条 ひとつの本サービスに対し以下のIP電話番号を貸与します。

- (1) 第13条(機器の貸与と返還)第1項で貸与した機器1台に対し1番号
- (2) 第14条(機器の買い取り)で買い取りした機器1台に対し最大4番号

2 利用者は、一度貸与されたIP電話番号の変更請求はできないものとする。

(IP電話番号の返還)

第16条 利用者は、本サービスを解除した場合には第15条(IP電話番号の貸与)第1項により貸与されたIP電話番号を返還するものとします。

(レンタル料等の回収)

第17条 当社は、第13条(機器の貸与と返還)第1項の貸与機器についてレンタル料を回収します。

2 レンタル料は、第18条(利用料)の利用料と合わせてお支払いいただくものとし、決済条件は第19条(決済条件)の規定によるものとします。

(利用料)

第18条 本サービスの利用料として別に定める料金がかかります。

(決済条件)

第19条 当社は毎月1日から月末日迄の通話料金を集計します。集計された通話料金は、集計対象月の翌々月に当該利用者の決済方法に従い請求します。

2 本サービスの利用料に関する前項以外の決済条件は、JANISインターネットサービス利用規約によるものとします。

(サポート)

第20条 当社は、回線の不具合、不通その他本サービスに関する利用者からの質問、問い合わせ等を受けつけます。

2 当社は前項により受けつけた質問等に、対応できる範囲で適宜回答致します。但し、当社が対応できないと判断した場合は、回答できかねる場合があります。

(IDの管理)

第21条 利用者は、ID及びパスワードについて管理する義務を負うものとします。

2 利用者は、「自己の管理下にある特定の第三者(同居の家族または法人の場合の従業員)」を除き、自己のID及びパスワードを第三者に使用させ、または売買、譲渡もしくは貸与等してはならないものとします。

3 前項において、自己の管理下にある特定の第三者に利用させる場合、本規約を遵守させるものとします。ただし、その場合において、当社は利用者本人による利用とみなし、利用者は当該第三者の行為につき一切の責任を負うものとします。

4 利用者がIDまたはパスワードを第三者に利用され、本サービスの利用があった場合、当社は利用者の故意過失の有無にかかわらず、その料金等を当該利用者に請求できるものとし、利用者が被る損害等について一切責任を負わないものとします。

(禁止事項)

第22条 本サービスの利用に際しては、以下の行為を禁止します。

(1) 故意に利用回線を保留したまま放置し、その他通信の伝送交換に妨害を与える行為

(2) 故意に多数の不完了呼(相手先の応答前に発信を取りやめることをいいます。以下同じとします。)を発生させる等、通信の輻輳を生じさせる恐れのある行為

(3) その他JANISフォンの品質を低下させるような行為もしくは当社の信頼を損なうような行為

(権利の譲渡制限)

第23条 利用者が本サービスの提供を受ける権利は、譲渡することはできません。

(利用者が行う本サービスの解除)

第24条 利用者は、本サービスを解除するときは、当社に対し、解除の1ヶ月前までにその旨を書面で通知するものとします。

この場合において、解除の効力は、当該通知において解除の日とされた日の属する月末に生じるものとします。

(当社が行う本サービスの解除)

第25条 当社は、利用者が次のいずれかに該当する場合には、本サービスを解除することがあります。

(1) 第27条(利用停止)の規定により本サービスの提供を停止された利用者が、なおその事実を解消しないとき。

(2) 当該利用者がJANISインターネットサービスを解除したとき、あるいは一時休止となったとき。

(3) 当該利用者が第10条(本サービス申込をすることができる者の条件)に規定する条件を満たさなくなったとき。

2 当社は、利用者が第27条(利用停止)第1項各号の規定のいずれかに該当する場合に、その事実が当社の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められるときは、本サービスを解除することがあります。

3 当社は、前二項の規定により、本サービスを解除しようとするときは、あらかじめ利用者にそのことを通知します。

(利用中止)

第26条 当社は、次の場合には、本サービスの利用を中止することがあります。

(1) 当社の電気通信設備の保守上又は工事上やむを得ないとき。

(2) 現に通信が輻輳し、又は輻輳する恐れがあると当社が認めたとき。

(3) 回線業者等の都合により、当社が本サービスを提供できない場合

2 当社は、前項の規定により本サービスの利用を中止するときは、あらかじめそのことを利用者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

(利用停止)

第27条 当社は、利用者が次のいずれかに該当するときは、当社が定める期間、本サービスの利用を停止することがあります。

(1) この規約に違反したとき。

(2) JANISインターネットサービス利用規約の規定に反する行為をしたときあるいは一時停止となったとき。

(3) 利用者が故意又は過失により多数の不完了呼を発生させた等で、現に通信が輻輳し、又は輻輳するおそれがあると当社が認めたとき。

(4) その他本サービスに関する当社の業務の遂行又は当社の電気通信設備に著しい支障を及ぼし、又は及ぼすおそれのある行為をしたとき。

2 当社は、前項の規定により本サービスの利用を停止するときは、あらかじめその理由、利用停止をする日および期間を利用者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

(免責)

第28条 当社は、利用者が本サービスの利用に関して被った損害について、その原因の如何によらず、一切の賠償の責任を負わないものとします。

(JANISインターネットサービス利用規約との関係)

第29条 本サービスの利用および提供に関して、この規約に定めのないことについてはJANISインターネットサービス利用規約によるものとし、この規約とJANISインターネットサービス利用規約に重複して定めることについてはこの規約の定めが優先するものとします。

付 則

この利用規約は、平成15年6月から実施します。



# 個人情報保護方針

株式会社長野県協同電算

2005年2月1日制定

株式会社長野県協同電算(以下「会社」といいます。))は、顧客・利用者等の皆様の個人情報を正しく取扱うことが当会社の事業活動の基本であり社会的責務であることを認識し、以下の方針を遵守することを誓約します。

1. 当社は、個人情報を適正に取扱うために、個人情報の保護に関する法律(以下「法」といいます。)その他、個人情報保護に関する関係諸法令および農林水産大臣をはじめ主務大臣のガイドライン等に定められた義務を誠実に遵守します。

個人情報とは、法第2条第1項に規定する、生存する個人に関する情報で、特定の個人を識別できるものをいい、以下同様とします。

2. 当社は、利用目的をできる限り特定したうえ、あらかじめご本人の同意を得た場合および法令により例外として扱われるべき場合を除き、その利用目的の範囲内でのみ個人情報を取扱います。

ご本人とは、個人情報によって識別される特定の個人をいい、以下同様とします。

3. 当社は、個人情報を取得する際、適正な手段で取得するものとし、利用目的を、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめ公表するか、取得後速やかにご本人に通知または公表します。ただし、ご本人から書面で直接取得する場合には、あらかじめ明示します。

4. 当社は、取扱う個人データを利用目的の範囲内で正確・最新の内容に保つよう努め、また安全管理のために必要・適切な措置を講じ従業員および委託先を適正に監督します。

個人データとは、法第2条第4項が規定する、個人情報データベース等(法第2条第2項)を構成する個人情報をいい、以下同様とします。

5. 当社は、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめご本人の同意を得ることなく、個人データを第三者に提供しません。

6. 当社は、保有個人データにつき、法令に基づきご本人からの開示、訂正等に応じます。

保有個人データとは、法第2条第5項に規定するデータをいいます。

7. 当社は、取扱う個人情報につき、ご本人からの苦情に対し迅速かつ適切に取り組み、そのための内部体制の整備に努めます。

8. 当社は、取扱う個人情報について、適正な内部監査を実施するなどして、本保護方針の継続的な改善に努めます。

以上

